



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 人事委員会規則
 - *1 職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 112 平成18年度和歌山県報版下作成職員派遣業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務学事課)
 - 113 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 114 宅地建物取引業者の事務所不確知 (公共建築課)
 - 115 収納員身分証明書の無効 (出納室)
 - 116 和歌山県証紙売りさばき人の指定の取消し (")
 - *117 昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所の指定)の一部改正 (")
- 人事委員会告示
 - *1 人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程
- 選挙管理委員会告示
 - 15 政治団体の設立の届出
 - 16 政治団体の届出事項の異動の届出
 - 17 政治団体の解散の届出
 - 18 政治団体の収支報告書の要旨
 - 19 資金管理団体の指定の取消しの届出
 - 20 資金管理団体の設立の届出
 - 21 政治団体の収支報告書の訂正
- 公告
 - 入札公告 (総務学事課)
 - " (総務事務集中課)
 - 和歌山県立わかやま館の指定管理者の指定(商工労働総務課)
 - 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
 - " (")
 - 和歌山県体力開発センターの指定管理者の指定(教育委員会)
 - 和歌山県南紀スポーツセンターの指定管理者の指定 (")
 - 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールの指定管理者の指定 (")

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年2月3日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭人
職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第38条に次のただし書を加える。

ただし、法令に別に定めのある場合を除き、第1号(採用する場合を除く。)、第4号及び第5号に定める場合については、職員に人事異動発令内容一覧表を回覧することにより、通知書の交付に代えることができる。

第41条中「通知書」の次に「及び人事異動発令内容一覧表」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第112号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成18年度和歌山県報版下作成職員派遣業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成18年2月3日

和歌山県知事 木村 良樹

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成18年度和歌山県報版下作成職員派遣業務

(2) 契約期間

平成18年4月1日(土)から平成19年3月31日(土)まで

(ただし、契約期間満了の日の60日前までに契約の当事者いずれからも相手方に対し別段の意思表示をしないときは、契約期間は、更に1年間に限り更新されるものとする。)

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成18年2月3日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社又は本店を有する者であること。
- (6) 平成18年2月3日(金)以前において地方公共団体の発行する法全文書等に関する版下作成業務を良好に行った実績がある者であること。
- (7) マイクロソフト株式会社が実施するマイクロソフトオフィススペシャリスト(ワードに関するものに限る。)の資格を有する職員又は和歌山県が同等の資格を有すると認める職員を派遣できる者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 使用印鑑届
- カ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 2の(6)に掲げる業務に係る契約書の写し
- サ 2の(7)に掲げる資格を証明する書類
- ただし、資格審査申請時点で和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿に記載されている者にあっては、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知

- 書の写しを提出することにより、イからクまでの書類の提出を省略することができる。
- (2) (1)のア、イ、オ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年2月3日(金)から平成18年2月16日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年2月23日(木)までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所
- 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階総務事務集中課入札室
- (2) 日時
- 平成18年2月17日(金) 午前11時から
- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 平成18年2月17日(金)から平成18年2月23日(木)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山県総務部総務管理局総務学事課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2092(直通)
ファクシミリ番号 073-431-0232
- 7 申請書類に使用する言語
- 申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果の通知
- 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成18年3月3日(金)までに郵送により送付する。
- 9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成18年3月13日(月)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年3月15日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 (5) (2)の書面の提出は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第113号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 平成18年2月3日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2860	海南市井田字大坪163番1の一部	海南市井田59番地 山下木材株式会社 代表取締役 山下吉太郎	平成18.1.23	6.00	45.85
2877	日高郡由良町大字吹井字焼山949番地16の一部	日高郡由良町大字吹井910番地の6 ワコー衣料株式会社 代表取締役 奥田勤	平成18.1.25	4.20	35.00

和歌山県告示第114号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課まで申し出るよう宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

なお、この告示の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すこととする。

平成18年2月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号 株式会社小田住宅
- 2 代表者氏名 小田志馬男
- 3 主たる事務所の所在地 和歌山市太田275番地
- 4 免許証番号 和歌山県知事(7)第2009号
- 5 免許年月日 平成13年5月19日

和歌山県告示第115号

次の収納員身分証明書は、亡失のため無効としたので、公告する。

平成18年2月3日

和歌山県知事 木村良樹

証明書番号 税外No.1958

交付年月日 平成17年4月1日

所属名 紀南家畜保健衛生所東牟婁支所

職員区分 技術吏員

氏名 阪本康敬

和歌山県告示第116号

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第10条第1項第5号の規定により、平成18年1月31日付けで次の和歌山県証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成18年2月3日

和歌山県知事 木村良樹

売りさばき人	住 所	売りさばき所
日置川町長	西牟婁郡日置川町日置980-1	日置川町役場内

和歌山県告示第117号

昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年2月3日

和歌山県知事 木村良樹

表を次のように改める。

名 称	所 在 地	売りさばき人 指定年月日	売りさばき所
株式会社 紀陽銀行	和歌山市本町 1-35	昭和39年4月 1日	和歌山市本町1-35 本店 和歌山市小松原通り1-1-1 県庁支店 和歌山市松江北2-1-7 松 江支店 和歌山市神前138-19 神 前支店 橋本市橋本2-1-4 橋本支 店 伊都郡高野町高野山778 高野山支店 伊都郡かつらぎ町妙寺46 6-2 妙寺支店 那賀郡岩出町清水374-1 岩出支店 紀の川市名手市場58-10 名手支店 海南市名高533-1 海南駅 前支店 海南市下津町黒田52-3 加茂郷支店 有田郡湯浅町湯浅1600-1 湯浅支店 御坊市蘭378-3 御坊支店 日高郡みなべ町芝445-1 南部支店 田辺市栄町24 田辺支店 西牟婁郡日置川町日置205 8-11 日置支店 東牟婁郡串本町串本909 串本支店

			東牟婁郡那智勝浦町築地1-1 勝浦支店 新宮市大橋通り2-3-1 新宮支店 田辺市本宮町本宮223-5 本宮支店
--	--	--	--

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年2月3日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程(昭和31年和歌山県人事委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 規則第38条ただし書に規定する人事異動発令内容一覧表の様式は、別記第2号様式によるものとする。

2 人事異動発令内容一覧表の記載事項及び記入要領は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「所属名」欄には、異動に係る職員の異動前に所属する所属名を記入する。
- (2) 「職員区分」欄には、異動に係る職員の吏員その他の職員の区分を記入する。
- (3) 「確認印」欄には、異動に係る職員が自己の異動を確認するため押印する。ただし、「別途人事異動通知書交付」欄に○印の記入がある場合又は県の機関、その組織若しくは職の名称の改正に伴い、一時に多数の職員が異動する場合は、押印を省略することができる。
- (4) 「別途人事異動通知書交付」欄には、通知書を別途発行する場合に○印を記入する。
- (5) その他の項目については、第2条の通知書の記載事項及び記入要領に準じて記入する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

所属名 _____

人事異動発令内容一覧表

次のとおり発令する

年 月 日

任命権者 職 氏名

氏 名	職員区分	異 動 内 容	確認印	別途人事異動 通知書交付

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
阪部菊雄後援会	阪部菊雄	阪部洋三	伊都郡高野口町伏原563	平成17年12月6日	政治団体	
ありだ政経研究会	畑田敏次	平木久士	有田郡有田川町大字明王子240番地の1	平成17年12月7日	政治団体	
尾上武男後援会	松坂勝	山口一美	有田郡有田川町庄876	平成17年12月14日	政治団体	
林宣男後援会	林宣男	林浩伸	有田郡有田川町大字小島421番地	平成17年12月19日	政治団体	
若林むつひろ後援会	新谷武一	大谷雅己	海南市下津町丸田195-1	平成17年12月19日	政治団体	
川口政夫後援会	川口孝男	川口有香子	海南市下津町下津2095	平成17年12月20日	政治団体	
東みのる後援会	東稔	東洋一郎	和歌山市和歌浦中1丁目5-6	平成17年12月27日	政治団体	
中西とおるを育てる会	中西喜代一	中西佳子	海南市下津町上131の5	平成17年12月22日	政治団体	
寺本みつかずさつき会	西川和美	尾初瀬鈴子	海草郡紀美野町小畑483-1	平成18年1月4日	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
吉井和視後援会	代表者	生駒友二	島田和也	平成17年12月7日	政治団体	
さいとう正明後援会	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町押手158	有田郡有田川町久野原1165	平成17年12月12日	政治団体	
GW会	代表者	池永伸子	池永隆夫	平成17年12月22日	政治団体	
谷上しょうけん君を励ます会	代表者	山中啓太郎	村田憲穂	平成17年12月22日	政治団体	
社会民主党和歌山県田辺支部	会計責任者	野見山海	宮崎孝夫	平成17年12月26日	政党の支部	社会民主党1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
あつみ会	主たる事務所の所在地	田辺市下万呂945-42	田辺市宝来町8-5	平成17年12月26日	政治団体	
野見山あつみ後援会	主たる事務所の所在地	田辺市下万呂945-42	田辺市宝来町8-5	平成17年12月26日	政治団体	
のんちゃんと歩む会	名称	のんちゃんと歩む会	林宣男後援会	平成17年12月26日	政治団体	
	代表者	松尾和己	林宣男			

	会計責任者	吉松宏文	林浩伸			
自由民主党和歌山県 旅客船支部	代表者	兜秀昭	小西正弘	平成17年 12月27日	政党の支部	自由民主党 1以上の市町村の区域 等を単位として設け られる支部
	会計責任者	炭田繁	西尾隆			
とき健二後援会	主たる事務所の 所在地	那賀郡岩出町根来 509	那賀郡岩出町根来 914-1	平成17年 12月27日	政治団体	
寺本みつかず光和会	名称	寺本みつかず光和会	光和会	平成18年 1月4日	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散 年月日	届出 年月日
阪部菊雄後援会	阪部菊雄	平成17年 11月30日	平成17年 12月6日
タツミ賢一後援会	翼賢一	平成17年 12月15日	平成17年 12月15日
木村よしき後援会清水支部	田中捷之	平成17年 12月16日	平成17年 12月16日
山本えつ子後援会	熊代文夫	平成17年 12月16日	平成17年 12月19日
南久雄後援会	水森静男	平成17年 12月1日	平成17年 12月26日
東みのる後援会	東稔	平成17年 12月26日	平成17年 12月27日

和歌山県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成18年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成15年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	阪部菊雄後援会	東みのる後援会	
報告年月日	平成17年12月6日	平成17年12月27日	
資金管理団体の届出をした者の氏名	阪部菊雄		
資金管理団体の届出に係る 公職の種類	和歌山県議会議員		
1 収入総額	620,897	0	
ア 前年繰越額	620,897	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)	

政治団体の収支報告書(平成16年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	阪部菊雄後援会	東みのる後援会	
報告年月日	平成17年12月6日	平成17年12月27日	
資金管理団体の届出をした者の氏名	阪部菊雄		
資金管理団体の届出に係る公職の種類	和歌山県議会議員		
1 収入総額	620,897	0	
ア 前年繰越額	620,897	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	阪部菊雄後援会	タツミ賢一後援会	木村よしき後援会 清水支部	山本えつ子後援会	
報告年月日	平成17年12月6日	平成17年12月15日	平成17年12月16日	平成17年12月19日	
資金管理団体の届出をした者の氏名	阪部菊雄				
資金管理団体の届出に係る 公職の種類	和歌山県議会議員				
1 収入総額	620,897	0	30,924	0	
ア 前年繰越額	620,897	0	30,924	0	
イ 本年収入額	0	0	0	0	
2 支出総額	0	0	30,924	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの)				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	4 支出の内訳				
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			30,924 924 30,000	
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費				
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)					

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	南久雄後援会	東みのる後援会	
報告年月日	平成17年12月26日	平成17年12月27日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの) (イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	

和歌山県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったの

で、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
阪部菊雄	和歌山県議会議員	阪部菊雄後援会	伊都郡高野口町伏原563	阪部菊雄	平成17年12月6日

和歌山県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条

の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
阪部菊雄	和歌山県議会議員	阪部菊雄後援会	伊都郡高野口町伏原563	阪部菊雄	平成17年12月6日

和歌山県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第108号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成18年2月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
別冊の政治団体の収支報告書(平成16年分)の要旨(政党)の表自由民主党那賀町支部の欄中

(平成16年分)「政党の支部」自由民主党那賀町支部の項を次のように訂正する。

自由民主党那賀町支部 1 その他の収入

1件10万円未満のもの 3円

公 告

入札公告

平成18年度和歌山県報版下作成職員派遣業務について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年2月3日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する事項

- (1) 事業年度及び役務番号
平成18年度総学第1号
- (2) 調達役務の名称
和歌山県報版下作成職員派遣業務
- (3) 調達役務の仕様等
仕様書による。
- (4) 調達役務の場所
和歌山県総務部総務管理局総務学事課が指定する場所
- (5) 履行期間
平成18年4月1日(土)から平成19年3月31日(土)ま

540,698	540,698
448,295	448,295
92,403	92,403
32,760	32,760
	92,400 (86人)
92,400	
3	3

を に訂正し、収入の内訳

で

(ただし、契約期間満了の日の60日前までに契約の当事者いずれからも相手方に対し別段の意思表示をしないときは、契約期間は、更に1年間に限り更新されるものとする。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年度和歌山県告示第112号に規定する平成18年度和歌山県報版下作成職員派遣業務の入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局総務学事課

(2) 期間

平成18年2月3日(金)から平成18年2月16日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年2月23日(木)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を行うものとする。その後は、平成18年2月17日(金)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁1階総務事務集中課入札室

(2) 日時

平成18年2月17日(金)午前11時から

7 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁1階総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成18年3月20日(月)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成18年3月20日(月)午前9時までに和歌山県総務部総務管理局総務学事課へ必着するように行わなければならない。

8 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に別に定める数量を

乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2092 (直通)

ファクシミリ番号 073-431-0232

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成18年2月和歌山県議会において、平成18年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける。

平成18年2月3日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び番号

平成18年度単契1号

(2) 購入物品の名称

和歌山県広報誌「県民の友」印刷1年分

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

仕様書による。

(5) 納入場所

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「軽印刷・オフセット印刷」に記載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成18年2月3日(金)から平成18年3月15日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで。

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

5のアに同じ。

イ 入札日時

平成18年3月23日(木)午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年3月23日(木)午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き

契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2291

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否
- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府
調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合
がある。この場合において、調達手續の停止等があり得
る。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purcha
sed : 「Kenmin no Tomo」 Printing ; 1 Unit
- (2) Time limit for tender : 10 : 35a.m. 23 March 20
06
- (3) Contact point for the notice : Business Center
Division, General Affairs Department, Wakayama Pr
efectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakaya
ma City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2291

公 告

和歌山県立わかやま館設置及び管理条例の一部を改正す
る条例(平成17年和歌山県条例第73号)附則第2項の規定に
より、和歌山県立わかやま館の指定管理者を次のとおり指
定した。

平成18年2月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 MIDファシリティマネジメント株式会社
大阪府守口市京阪本通二丁目3番6号
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定
により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告す
る。

平成18年2月3日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工 区に含まれる地 域の名称	那賀郡岩出町大字野上野字藤ノ木 35番1、35番9、45番、水路
許可を受けた者 の住所及び氏名	和歌山市新生町2番5号 東不動産株式会社 代表取締役 東行男

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定
により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告す
る。

平成18年2月3日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工 区に含まれる地 域の名称	西牟婁郡白浜町字瓜切2927-1822、2927-1998
許可を受けた者 の住所及び氏名	大阪市北区梅田3丁目3番5号 大和ハウス工業株式会社 支配人 西川修己

公 告

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例の一部を改
正する条例(平成17年和歌山県条例第87号)附則第2項の
規定により、和歌山県体力開発センターの指定管理者を次
のとおり指定した。

平成18年2月3日

和歌山県教育委員会委員長 榎畑直尚

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市毛見200番地
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部
を改正する条例(平成17年和歌山県条例第88号)附則第2
項の規定により、和歌山県南紀スポーツセンターの指定管
理者を次のとおり指定した。

平成18年2月3日

和歌山県教育委員会委員長 榎畑直尚

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市毛見200番地
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール
設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号)附則第
2項の規定により、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ
愛・ビッグホエールの指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年2月3日

和歌山県教育委員会委員長 榎畑直尚

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市毛見200番地

2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで